

# 川崎市消防局臨時的任用職員取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局における臨時的に任用する職員(以下「職員」という。)の任用、勤務時間、給与等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(任用期間)

第2条 職員を同一の職において継続して任用できる期間(以下「任用期間」という。)は、6月以内とする。ただし、事業執行上止むを得ない場合においては、任用期間を6月の予算の範囲内で1回に限り更新できるものとする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条の規定による育児休業に伴う任用期間は、当該育児休業期間の範囲内で定めることができる。この場合において、産前、産後休暇に伴い職員を任用し、当該職員を引き続き育児休業期間中任用するときは、任用期間は合わせて1年を限度とするものとする。

3 川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年川崎市条例第75条)第9条の規定による配偶者同行休業に伴う任用期間は、当該配偶者同行休業期間の範囲内で定めることができる。この場合において、任用期間は1年を限度とするものとする。

(再任用の禁止期間)

第3条 任用期間満了により退職した者を再度任用しようとするときは、その職のいかんにかかわらず、当該任用期間満了の日の翌日か

ら起算して1月を経過した後でなければ、その者を任用することはできない。ただし、当該任用期間が1月に満たない場合は、当該任用期間と同一の期間を経過すれば再び任用することができる。

2 任用期間の途中で離職した者を再度任用しようとするときは、その職のいかんにかかわらず、当初の任用期間満了予定の日の翌日から起算して1月を経過した後でなければ、その者を任用することはできない。

(期間の計算)

第4条 前2条の場合における任用期間の計算は、暦によることとする。

第5条 削除

(任用条件の明示)

第6条 職員の任用に際しては、その者に対して任用期間、賃金及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(勤務時間)

第7条 職員の勤務時間は、1日について休憩時間を除き1時間を下らず7時間45分を超えない範囲で定めるものとし、1週について正規職員の勤務時間を超えない範囲で定めるものとする。

(休憩時間)

第8条 職員には、正規の勤務時間が6時間を超える場合には、原則として1時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置くものとし、

当該休憩時間は、職員が勤務することとなる所属の正規職員の例によることを原則とする。

(週休日)

第9条 継続して1週間以上任用される職員には、1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の週休を与えるものとし、当該週休日は、職員が勤務することとなる所属の正規職員の例によることを原則とする。

(休暇)

第10条 年次有給休暇は、次のとおりとする。

任用期間 1週間の勤務日数	2月を超え 3月以下のもの (2月以下のうち勤務日数が48日以上 のもの)	3月を超え 5月以下のもの	5月を超え 6月以下のもの	6月を超えるもの	
	5日以上	1日	3日	5日	10日
	4日	1日	3日	4日	7日
	3日	—	1日	3日	5日
	2日	—	—	1日	3日
	1日	—	—	—	1日

備考

1 年次有給休暇は、1週間の勤務日数の区分に対応する任用期

間（更新の期間を含む。）の区分欄に掲げる日数を付与する。

2 1週間の所定労働時間が30時間以上の者には、1週間の勤務日数にかかわらず、1週間の勤務日数が5日以上の者と同じ年次有給休暇の日数を付与する。

3 更新した場合の年次有給休暇は、更新前の任用期間と更新後の任用期間を合算した任用期間の月数欄に掲げる年次有給休暇日数から更新前に使用した年次有給休暇日数を減じた日数を付与する。

4 この表によりがたい場合は、労働基準法等の定めによる。

2 特別休暇は、次のとおりとする。

(1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合

(2) 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊

(3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置

(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭

(5) 選挙権その他公民としての権利の行使

(6) 忌引

(7) 骨髄又は末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞の提供

(8) 職員の出産

(9) 女性職員の生理

(10) 職員の育児

(11) 子の看護

(12) 短期の介護

(13) 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等を含む。)

3 第2項第1号から第7号までの特別休暇は、有給とする。

4 第2項第8号から第13号までの特別休暇は、無給とする。

5 第2項第1号から第10号までの特別休暇の基準は、正規職員の例による。ただし、第9号の特別休暇の期間については、女性職員が請求した期間とする。

6 第2項第11号の特別休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子を看護する場合において、次のとおり付与できるものとする。

(1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が1人の場合

任用期間 1週間 の勤務日数	2月を超え 3月以下の もの(2月 以下のうち 勤務日数が 48日以上 のもの)	3月を超え 5月以下の もの	5月を超え 6月以下の もの	6月を超え るもの
	5日以上	1日	2日	4日
4日	1日	2日	3日	5日
3日	—	1日	2日	4日
2日	—	—	1日	2日
1日	—	—	—	1日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある

る子が2人以上の場合

1週間の勤務日数の勤務日数	任用期間	2月を超え 3月以下の もの（2月 以下のうち 勤務日数が 48日以上 のもの）	3月を超え 5月以下の もの	5月を超え 6月以下の もの	6月を超え るもの
	5日以上	1日	3日	5日	10日
	4日	1日	3日	4日	7日
	3日	—	1日	3日	5日
	2日	—	—	1日	3日
	1日	—	—	—	1日

備考

- 1 第2項第11号の特別休暇は、1週間の勤務日数の区分に対応する任用期間（更新の期間を含む。）の区分欄に掲げる日数を上限として付与する。
  - 2 更新した場合は、更新前の任用期間と更新後の任用期間を合算した任用期間の月数欄に掲げる休暇日数から更新前に使用した休暇日数を減じた日数を上限として付与する。
  - 3 その他の要件については、正規職員の例による。
- 7 第2項第12号の特別休暇は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに職員と同居している父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子で、負傷・疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下

「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合において、次のとおり付与できるものとする。

(1)要介護者が1人の場合

任用期間 1週間の勤務日数の勤務日数	2月を超え 3月以下のもの(2月以下のうち勤務日数が48日以上のもの)	3月を超え 5月以下のもの	5月を超え 6月以下のもの	6月を超えるもの	
	5日以上	1日	2日	3日	5日
	4日	1日	2日	2日	4日
	3日	—	1日	2日	3日
	2日	—	—	1日	2日
	1日	—	—	—	1日

(2)要介護者が2人以上の場合

備考

任用期間 1週間の勤務日数の勤務日数	2月を超え 3月以下のもの(2月以下のうち勤務日数が48日以上のもの)	3月を超え 5月以下のもの	5月を超え 6月以下のもの	6月を超えるもの	
	5日以上	1日	2日	3日	5日
	4日	1日	2日	2日	4日
	3日	—	1日	2日	3日
	2日	—	—	1日	2日
	1日	—	—	—	1日

5 日 以上	1 日	3 日	5 日	1 0 日
4 日	1 日	3 日	4 日	7 日
3 日	—	1 日	3 日	5 日
2 日	—	—	1 日	3 日
1 日	—	—	—	1 日

1 第 2 項 第 1 2 号の特別休暇は、1 週間の勤務日数の区分に対応する任用期間（更新の期間を含む。）の区分欄に掲げる日数を上限として付与する。

2 更新した場合は、更新前の任用期間と更新後の任用期間を合算した任用期間の月数欄に掲げる休暇日数から更新前に使用した休暇日数を減じた日数を上限として付与する。

3 その他の要件については、正規職員の例による。

8 第 2 項 第 1 3 号の特別休暇は、医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる期間において、次のとおり付与できるものとする。

任用期間          1 週間 の勤務日数	2 月を超え 3 月以下の もの（2 月 以下のうち 勤務日数が 4 8 日以上 のもの）	3 月を超え 5 月以下の もの	5 月を超え 6 月以下の もの	6 月を超え るもの
	5 日 以上	1 日	3 日	5 日
4 日	1 日	3 日	4 日	7 日



3 日	—	1 日	3 日	5 日
2 日	—	—	1 日	3 日
1 日	—	—	—	1 日

備考

- 1 第 2 項第 1 3 号の特別休暇は、1 週間の勤務日数の区分に対応する任用期間（更新の期間を含む。）の区分欄に掲げる日数を上限として付与する。
- 2 更新した場合は、更新前の任用期間と更新後の任用期間を合算した任用期間の月数欄に掲げる休暇日数から更新前に使用した休暇日数を減じた日数を上限として付与する。
- 3 その他の要件については、正規職員の例による。

（給与）

第 1 1 条 職員の給与は、基準賃金、時間外割増賃金、週休日勤務割増賃金、夜間勤務割増賃金及び通勤費に相当する賃金とする。

2 基準賃金は、消防局長が別に定める標準賃金単価表（以下「賃金単価表」という。）に定める勤務 1 時間当たりの額に職員が勤務日 1 日において勤務（休日に勤務を命じられて勤務した場合における 7 時間 45 分以内の勤務を含む。）した時間数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は、1 円に切り上げる。以下給与額の計算について同じ。）とする。

3 時間外割増賃金は、賃金単価表に定める勤務時間 1 時間当りの額の 100 分の 125（勤務時間が、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150）に、職員があらかじめ定められた勤務時間を超えて勤務し、かつ、その勤務した時間とあ

あらかじめ定められた勤務時間との合計時間が7時間45分を超える部分の時間数若しくは休日に勤務を命じられて勤務した場合における勤務時間が7時間45分を超える部分の時間数をそれぞれ乗じて得た額とする。

4 週休日勤務割増賃金は、賃金単価表に定める勤務時間1時間当りの額の100分の135（勤務時間が、午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時までの間である場合は、100分の160）に第9条に規定する週休日（1週間について2日以内又は4週間を通じて8日以内の日で所属長が指定する週休日に限る。）に勤務した時間数を乗じて得た額とする。

5 前2項の規定にかかわらず、時間外割増賃金にかかわる時間数と週休日勤務割増賃金にかかわる時間数の1箇月の合計時間数が60時間を超えた場合の時間外割増賃金及び週休日勤務割増賃金は、賃金単価表に定める勤務時間1時間当りの額の100分の150（勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）に、その60時間を超えて勤務した時間数を乗じて得た額を支給する。

6 夜間勤務割増賃金は、あらかじめ定められた勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に、賃金単価表に定める勤務時間1時間当りの額の100分の25に午後10時から翌日の午前5時までに勤務した時間数を乗じて得た額を支給する。

7 通勤費に相当する賃金は、次の各号に掲げる利用者又は使用者（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）の区分に応じ、所属長により認定された額とする。ただし、勤務1日につき1,000円を上限とし、実勤

務日数に応じて支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の勤務1日における通勤に要する運賃等に相当する額

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員 自転車等の使用距離が片道1キロメートル以上の場合、勤務1日につき100円

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員 (1)の運賃等に相当する額に100円を加算した額

8 次の各号については、賃金単価表に定める勤務1時間当たりの額に、あらかじめ定められた勤務時間のうち勤務しないことを承認された時間数を乗じて得た額を支給する。

(1) 前条第1項に規定する年次有給休暇

(2) 前条第2項第1号から第7号までに規定する特別休暇

(3) 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年人委規則第8号。以下「規則」という。）第2条第1項第9号及び第11号の規定により職務に専念する義務を免除された場合

(4) 規則第2条第1項第12号の規定により職務に専念する義務を免除される場合で、特に必要と認めるとき

9 消防局長は、前各項の規定に定める給与により難しい事情があると認めるときは、別に定めることができる。

(給与の支給日)

第12条 給与の計算期間は、毎月19日から翌月18日までとし、その給与の支給日は、毎月28日（28日が土曜日に当たる場合は27日、28日が日曜日に当たる場合は26日）とする。

2 前項に基づく給与の支給により、職員が離職する場合において未支給の給与があるときは、前項の規定にかかわらず、離職する日に支給することができる。

3 任用期間が1月以内の職員に対する給与については、第1項の規定にかかわらず、離職する日に支給することができる。この場合において、任用通知書に、給与は離職する日に支給する旨を記載しておかなければならない。

（所得税の源泉徴収）

第13条 人事課長は、職員に給与を支給するときは、所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき所得税を徴収しなければならない。

（服務）

第14条 職員の服務上の義務については、次のとおりとする。

（1）勤務時間中は職務に専念し、その職の信用を傷つけるような行為をしないこと。

（2）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。

（3）前2号に定めるもののほか、正規職員の例に準じて、地方公務員としての服務上の義務を遵守すること。

(懲戒)

第15条 職員の懲戒については、正規職員の例による。

(離職)

第16条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

(1) 任用期間が満了したとき。

(2) 任用期間の途中において、自己都合により退職を申し出て認められたとき。

2 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、免職することができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えないとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠くに至ったとき。

(4) 職員の任用を必要とする事由がなくなったとき。

(旅費)

第17条 職員がその職務のために出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表に規定する4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費として支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第18条 職員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(健康診断)

第19条 職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第20条 職員の公務災害補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(雇用管理)

第21条 人事課長は、職員の任用から離職までの雇用管理を適正に行わなければならない。

(その他必要事項)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(再任用の禁止期間に係る経過措置)

2 任用期間満了後再度任用しようとするときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、任用期間の満了の日の翌日から起算して15日を経過した後には任用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(特別休暇に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。